

携帯電話端末等の推奨に関する条例・規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例（抄）

（携帯電話端末等の推奨）

第5条の2 知事は、携帯電話端末若しくはPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）又は携帯電話端末等において利用可能な機能で、青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないように必要な配慮を行っていることその他の東京都規則で定める基準に該当し、青少年の健全な育成に配慮していると認めるものを、青少年の年齢に応じて推奨することができる。

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（抄）

（携帯電話端末等の推奨の基準）

第2条の2 条例第5条の2第1項の東京都規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める要件を全て満たし、青少年の利用に関して青少年の健全な育成に配慮していると認められる携帯電話端末等（条例第5条の2第1項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）又は携帯電話端末等において利用可能な機能であること。

イ 青少年が専ら保護者等（保護者（条例第4条の2第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。）及び青少年の育成に関わる者をいう。以下同じ。）との連絡のために携帯電話端末等を利用する時期（おおむね小学生程度）

（1）青少年が携帯電話端末等を利用して保護者の望まない相手と連絡を取ることを防止できること。

（2）青少年による携帯電話端末等での連絡を取るための利用において、青少年の家庭の状況に応じてその利用を最小限にとどめられること。

（3）青少年が携帯電話端末等を利用してウェブサイトを利用することができないこと。

（4）連絡を取るための機能以外の機能がないこと又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること。

（5）保護者等による保護又は監護を可能とする機能があること。

ロ 青少年がインターネットの利用について学習している時期（おおむね中学生以上）

（1）青少年が携帯電話端末等を利用して青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある相手と連絡を取ることを防止できること。

（2）青少年の家庭の状況に応じて青少年による携帯電話端末等の深夜の利用を適切に制限できるとともに、青少年の生活習慣を乱すような携帯電話端末等の利用及び依存的な利用を抑止できること。

（3）保護者が、利用者である青少年のプライバシーに配慮しつつ、必要に応じて青少年の携帯電話

端末等の利用状況を適切に把握することができること。

(4) 青少年が、携帯電話端末等のインターネットを利用して、青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）が含まれていないことが、携帯電話端末等若しくは携帯電話端末等において利用可能な機能の提供者により継続的に確認されているウェブサイト又は保護者が個別に許可したウェブサイト以外のウェブサイトを利用できないこと。

(5) 連絡を取るための機能若しくはウェブサイトを利用するための機能以外の機能がないこと又は青少年の家庭の状況に応じて青少年の健全な育成を図る観点から必要が認められない機能を保護者が適切に制限できること。

二 前号に掲げる要件に該当する機能が一括して提供されていること又は当該機能を保護者が容易に設定できるようにされていること。

三 第1号に掲げる要件に該当する機能を確保するため、その機能を設定し、又は変更する場合には、必ず保護者が関与する仕組みが確保されていること。